

令和5年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 2 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 3 茨木市文化・子育て複合施設条例の一部改正について
- 4 茨木市消費生活センター条例の制定について
- 5 茨木市市民総合センター条例の一部改正について
- 6 茨木市福祉文化会館条例の一部改正等について
- 7 茨木市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 8 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 9 茨木市こども育成支援会議条例等の一部改正について
- 10 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 11 茨木市企業立地促進条例の一部改正について
- 12 茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 13 茨木市手数料条例の一部改正について
- 14 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 15 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 16 動産（フルコンサートグランドピアノ）取得について
- 17 令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第7号）
- 18 令和4年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 19 令和4年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 令和4年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 令和4年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 22 令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）

- 23 令和4年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
- 24 令和5年度大阪府茨木市一般会計予算
- 25 令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 26 令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 27 令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 28 令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 29 令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 30 令和5年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第 7 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について 【人事課、市民会館跡地活用推進課、医療政策課、市街地新生課、学務課】
<p>○ 非常勤職員の職の追加等を行うための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額 <ul style="list-style-type: none"> ア 文化・子育て複合施設共創推進参与 日額 30,000円 ②附属機関の名称変更及び廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員の名称変更 <ul style="list-style-type: none"> イ 「JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画協議会委員」を「駅前周辺整備基本計画協議会委員」に改正 ・ 廃止する非常勤職員の職 <ul style="list-style-type: none"> ウ 誘致病院事業者候補者選定委員会委員 エ 中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会委員 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年11月1日 ②令和5年 4月1日 	
議案第 8 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について 【政策企画課、文化振興課、医療政策課、市街地新生課、学務課】
<p>○ 附属機関の名称変更等を行うための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①名称及び担任する事務の変更 <ul style="list-style-type: none"> ア JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画協議会 名称を「駅前周辺整備基本計画協議会」に、担任事務を「JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画に関する事項」から「駅前周辺整備基本計画に関する事項」の協議に関する事務に変更 イ ギャラリー運営委員会 担任事務から「福祉文化会館ギャラリーに係る展示計画及び出展作品についての審査に関する事務」を削除 ②廃止する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> ウ 誘致病院事業者候補者選定委員会 エ 中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> アウエ 令和5年4月1日 イ 令和6年6月1日 	

議案第9号	茨木市文化・子育て複合施設条例の一部改正について 【市民会館跡地活用推進課、市民協働推進課、文化振興課、子育て支援課】
<p>○ 利用者の利便性向上等を図るための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①後納することができる利用料金として「国又は地方公共団体が利用する場合その他規則で定める場合」を追加 ②こども広場を利用する児童の付添者の要件を「保護者等成年に達した者」から「保護者等」に変更 ・ 施行日 公布の日 	
議案第10号	茨木市消費生活センター条例の制定について 【市民生活相談課】
<p>○ 消費生活センターの移転に伴い、組織及び運営等を定めるための条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な制定内容 <ul style="list-style-type: none"> ①名称及び住所等の公示 <ul style="list-style-type: none"> 名称及び住所・消費者相談等を行う日及び時間 ②センターにおいて行う事業を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者からの相談等に関する事 ・ 消費者教育の推進に関する事 ・ 消費生活関係団体の活動の支援に関する事 ・ その他市民の消費生活の安定及び向上に資する事 ③消費生活相談員に係る要件等を規定 ・ 施行日 規則で定める日 	

議案第11号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について 【市民生活相談課、文化振興課、商工労政課】
<p>○ 消費生活センターの転出等の機能再配置を踏まえ整理するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①消費生活センターに関する機能等を定めた規定を削除 ②設置目的に、文化に関する活動を増進し、市民の文化教養の充実に資する旨を規定 ③新たに設置する諸室等についての利用料金を設定 ・ 施行日 規則で定める日 	
議案第12号	茨木市福祉文化会館条例の一部改正等について 【文化振興課】
<p>○ 福祉文化会館の貸館業務の終了のための所要の改正及び閉館に伴う条例の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①茨木市福祉文化会館条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ア 文化ホール及び会議室に関する規定及び利用料金表を削除 イ 指定管理者に関する規定を削除 ・ 廃止 <ul style="list-style-type: none"> ②茨木市福祉文化会館条例の廃止 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年6月1日 ② 規則で定める日 	

議案第13号	茨木市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について 【障害福祉課、こども政策課】
<p>○ 大阪府の医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護者のうち、その保護を停止されている者を医療費助成制度の対象者として明確に位置付ける 〈関連条例〉 <ul style="list-style-type: none"> ①茨木市重度障害者の医療費の助成に関する条例 ②茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 ③茨木市こどもの医療費の助成に関する条例 ・ 施行日 令和5年4月1日 	
議案第14号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について 【保険年金課】
<p>○ 健康保険法施行令等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の改正 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 408,000円 → (改正後) 488,000円 〈産科医療補償制度の加算額との合計 (現行) 420,000円 → (改正後) 500,000円) ②低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 285,000円 → (改正後) 290,000円 イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 520,000円 → (改正後) 535,000円 ③条例で引用している法施行令の改正に伴う保険料の賦課限度額の改定 <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金等賦課限度額 <ul style="list-style-type: none"> (現行) 20万円 → (改正後) 22万円 ・ 施行日 令和5年4月1日 	

議案第15号	茨木市こども育成支援会議条例等の一部改正について 【障害福祉課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課】
<p>○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①引用する法律の所管の変更に伴い「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」等に改正 ②引用する子ども・子育て支援法の条ずれ等の改正 〈関係条例〉 <ul style="list-style-type: none"> 茨木市こども育成支援会議条例 ほか8条例 ・ 施行日 令和5年4月1日 	
議案第16号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 【保育幼稚園総務課、学童保育課】
<p>○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 乳幼児・児童の安全の確保を図るため、次の事項を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに安全計画を策定し、施設等の設備の安全点検等、必要な措置を講じなければならない旨を規定 ・ 自動車を運行する場合の乳幼児・児童の所在の確認等について規定 イ インクルーシブ保育が可能となるよう、他の社会福祉施設等を併設するときは、支障がない場合に限り、設備の共有及び職員の一部を兼任することができる旨を規定 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な措置として、定期的な研修等の実施に努めることを明確に規定 エ 放課後児童健全育成事業について、非常災害の発生時等において、事業所ごとに業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めなければならない旨を規定 オ 引用する子ども・子育て支援法の項の削除に伴う整理 〈関係条例〉 <ul style="list-style-type: none"> ①茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（ア、イ、ウ） ②茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（オ） ③茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（ア、ウ、エ） ・ 施行日 令和5年4月1日 	

議案第17号	茨木市企業立地促進条例の一部改正について	【商工労政課】
<p>○ 奨励金の交付対象を見直すための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 奨励金の交付対象から「物流業を営む企業等で、本社機能が市外に所在するもの」を除外 ・ 施行日 令和6年1月1日 (同日以後、新たに取得・賃借した土地、建築確認申請した建物及び新設した設備に適用) 		
議案第18号	茨木市土砂埋立て等の規制に関する条例の一部改正について	【農林課】
<p>○ 宅地造成等規制法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 埋立て等の許可の基準について定める規定において引用する法律名の改正 「宅地造成等規制法」→「宅地造成及び特定盛土等規制法」 ・ 施行日 令和5年5月26日 		

○ 建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

これまで照明や空調等の設備機器や断熱材等の建材の評価において実施していた省エネ性能の計算によらず、設備や建材等の仕様を確認することで適合性の評価が可能となる仕様基準（誘導仕様基準）が新設されたことから、計画の認定申請や変更認定申請に係る手数料を規定

〈関係手数料〉

- ・ 低炭素建築物新設等計画認定申請手数料
- ・ 低炭素建築物新設等計画認定の変更認定申請手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の変更認定申請手数料

・ 施行日 公布の日

議案第20号

茨木市建築基準法施行条例の一部改正について

【審査指導課】

○ 建築基準法等の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

建築物の省エネルギー化を図る改修や再生可能エネルギー設備の導入に支障となる制限を緩和するための許認可に伴う審査に係る手数料を設定

ア 容積率の緩和について、基準適合により建築審査会の同意を不要とする認定手数料を追加

イ 建蔽率の緩和の許可に伴う手数料を追加

ウ 第一種低層住居専用地域等での高さ制限の緩和に係る許可手数料を追加

エ 高度地区内での高さ制限の緩和に係る許可手数料を追加

・施行日 令和5年4月1日

議案第21号

茨木市都市公園条例の一部改正について

【北部整備推進課】

○ 「ダムパークいばきた」を新設するための所要の改正

・主な改正内容

①指定管理者が管理する公園に「ダムパークいばきた」を追加

②ダムパークいばきたの公園施設を規定

(施設) 多目的室A・B、交流スペース、生保半島さくら広場

③公園施設・駐車場の利用料金(上限)を規定

(公園施設) 多目的室A(一般): 820円/1時間 等

(駐車場) 普通自動車: 100円/30分(午前8時~午後8時の上限: 600円)

大型車: 2,000円/回(24時間以内)

・施行日 令和6年4月1日

議案第22号	動産（フルコンサートグランドピアノ）取得について		【契約検査課、文化振興課】																																																
<p>○ 契約の方法 随意契約 ※確認公募：令和5年2月3日～10日</p> <p>○ 取得の金額 30,618,500円</p> <p>○ 取得の相手方 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目3番1号 アーバンライフ神戸三宮ザ・タワー1F ミュージウエスト株式会社 代表取締役 <small>み き とし ひこ</small> 三木 俊彦</p> <p>○ 取得の物件及び目的 ・物件 フルコンサートグランドピアノ（スタインウェイ&サンズ製 D-274） ・目的 文化・子育て複合施設おにクルの大ホール等で利用するため、新たに購入する。</p>																																																			
議案第23号	令和4年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第7号）																																																		
<p>○ 補正額 3,118,303千円（補正後 117,832,285千円 － 補正前 114,713,982千円）</p> <p>（歳入）</p> <table border="0" data-bbox="220 1099 1428 1451"> <tr> <td>・市税</td> <td>700,000千円</td> <td>・分担金及び負担金</td> <td>825千円</td> </tr> <tr> <td>・配当割交付金</td> <td>60,000千円</td> <td>・使用料及び手数料</td> <td>6,594千円</td> </tr> <tr> <td>・株式等譲渡所得割交付金</td> <td>△40,000千円</td> <td>・国庫支出金</td> <td>484,248千円</td> </tr> <tr> <td>・法人事業税交付金</td> <td>180,000千円</td> <td>・府支出金</td> <td>△49,058千円</td> </tr> <tr> <td>・地方消費税交付金</td> <td>310,000千円</td> <td>・財産収入</td> <td>55,995千円</td> </tr> <tr> <td>・ゴルフ場利用税交付金</td> <td>10,000千円</td> <td>・寄附金</td> <td>57,910千円</td> </tr> <tr> <td>・地方特例交付金</td> <td>810千円</td> <td>・繰入金</td> <td>△2,427,541千円</td> </tr> <tr> <td>・地方交付税</td> <td>357,194千円</td> <td>・諸収入</td> <td>685,626千円</td> </tr> <tr> <td>・交通安全対策特別交付金</td> <td>△2,000千円</td> <td>・市債</td> <td>2,727,700千円</td> </tr> </table> <p>（歳出）</p> <table border="0" data-bbox="220 1541 1428 1653"> <tr> <td>・人件費</td> <td>△116,860千円</td> <td>・補助費等</td> <td>372,746千円</td> </tr> <tr> <td>・物件費</td> <td>379,757千円</td> <td>・投資的経費</td> <td>2,917,651千円</td> </tr> <tr> <td>・扶助費</td> <td>△242,233千円</td> <td>・その他の経費</td> <td>△192,758千円</td> </tr> </table> <p>・継続費補正 （変更）新施設屋内こども広場整備事業 年割額変更 ほか2件</p> <p>・繰越明許費補正 （追加）コミュニティセンター空調設備改修事業 4,829千円 ほか31件</p> <p>・債務負担行為補正 （変更）市民会館跡地エリア整備事業 782,459千円 限度額変更 ほか4件</p>				・市税	700,000千円	・分担金及び負担金	825千円	・配当割交付金	60,000千円	・使用料及び手数料	6,594千円	・株式等譲渡所得割交付金	△40,000千円	・国庫支出金	484,248千円	・法人事業税交付金	180,000千円	・府支出金	△49,058千円	・地方消費税交付金	310,000千円	・財産収入	55,995千円	・ゴルフ場利用税交付金	10,000千円	・寄附金	57,910千円	・地方特例交付金	810千円	・繰入金	△2,427,541千円	・地方交付税	357,194千円	・諸収入	685,626千円	・交通安全対策特別交付金	△2,000千円	・市債	2,727,700千円	・人件費	△116,860千円	・補助費等	372,746千円	・物件費	379,757千円	・投資的経費	2,917,651千円	・扶助費	△242,233千円	・その他の経費	△192,758千円
・市税	700,000千円	・分担金及び負担金	825千円																																																
・配当割交付金	60,000千円	・使用料及び手数料	6,594千円																																																
・株式等譲渡所得割交付金	△40,000千円	・国庫支出金	484,248千円																																																
・法人事業税交付金	180,000千円	・府支出金	△49,058千円																																																
・地方消費税交付金	310,000千円	・財産収入	55,995千円																																																
・ゴルフ場利用税交付金	10,000千円	・寄附金	57,910千円																																																
・地方特例交付金	810千円	・繰入金	△2,427,541千円																																																
・地方交付税	357,194千円	・諸収入	685,626千円																																																
・交通安全対策特別交付金	△2,000千円	・市債	2,727,700千円																																																
・人件費	△116,860千円	・補助費等	372,746千円																																																
・物件費	379,757千円	・投資的経費	2,917,651千円																																																
・扶助費	△242,233千円	・その他の経費	△192,758千円																																																

議案第24号	令和4年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）																						
<p>○ 補正額 61千円（補正後 4,989,383千円 - 補正前 4,989,322千円）</p> <table border="0" data-bbox="180 349 1382 465"> <tr> <td data-bbox="180 349 300 383">（歳入）</td> <td></td> <td data-bbox="826 349 946 383">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 394 347 427">・財産収入</td> <td data-bbox="655 394 746 427">61千円</td> <td data-bbox="847 394 994 427">・諸支出金</td> <td data-bbox="1286 394 1377 427">50千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="847 439 962 472">・繰出金</td> <td data-bbox="1286 439 1377 472">11千円</td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・財産収入	61千円	・諸支出金	50千円			・繰出金	11千円								
（歳入）		（歳出）																					
・財産収入	61千円	・諸支出金	50千円																				
		・繰出金	11千円																				
議案第25号	令和4年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）																						
<p>○ 補正額 690,040千円（補正後 27,384,574千円 - 補正前 26,694,534千円）</p> <table border="0" data-bbox="180 965 1366 1160"> <tr> <td data-bbox="180 965 300 999">（歳入）</td> <td></td> <td data-bbox="815 965 935 999">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1010 347 1043">・府支出金</td> <td data-bbox="592 1010 762 1043">740,728千円</td> <td data-bbox="836 1010 951 1043">・総務費</td> <td data-bbox="1190 1010 1361 1043">△8,442千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1055 320 1088">・繰入金</td> <td data-bbox="576 1055 762 1088">△64,641千円</td> <td data-bbox="836 1055 1010 1088">・保険給付費</td> <td data-bbox="1190 1055 1361 1088">711,179千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1099 320 1133">・繰越金</td> <td data-bbox="608 1099 762 1133">13,953千円</td> <td data-bbox="836 1099 1010 1133">・保健事業費</td> <td data-bbox="1174 1099 1361 1133">△26,650千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="836 1144 978 1178">・諸支出金</td> <td data-bbox="1206 1144 1361 1178">13,953千円</td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・府支出金	740,728千円	・総務費	△8,442千円	・繰入金	△64,641千円	・保険給付費	711,179千円	・繰越金	13,953千円	・保健事業費	△26,650千円			・諸支出金	13,953千円
（歳入）		（歳出）																					
・府支出金	740,728千円	・総務費	△8,442千円																				
・繰入金	△64,641千円	・保険給付費	711,179千円																				
・繰越金	13,953千円	・保健事業費	△26,650千円																				
		・諸支出金	13,953千円																				
議案第26号	令和4年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）																						
<p>○ 補正額 158,026千円（補正後 4,788,485千円 - 補正前 4,630,459千円）</p> <table border="0" data-bbox="180 1585 1366 1780"> <tr> <td data-bbox="180 1585 300 1619">（歳入）</td> <td></td> <td data-bbox="815 1585 935 1619">（歳出）</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1630 531 1664">・後期高齢者医療保険料</td> <td data-bbox="592 1630 762 1664">187,502千円</td> <td data-bbox="836 1630 951 1664">・総務費</td> <td data-bbox="1190 1630 1361 1664">△7,635千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1675 320 1709">・繰入金</td> <td data-bbox="576 1675 762 1709">△41,350千円</td> <td data-bbox="836 1675 1286 1709">・後期高齢者医療広域連合納付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1720 320 1753">・諸収入</td> <td data-bbox="608 1720 762 1753">11,874千円</td> <td data-bbox="836 1720 978 1753">・諸支出金</td> <td data-bbox="1190 1720 1361 1753">166,113千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1222 1753 1361 1787">△452千円</td> </tr> </table>				（歳入）		（歳出）		・後期高齢者医療保険料	187,502千円	・総務費	△7,635千円	・繰入金	△41,350千円	・後期高齢者医療広域連合納付金		・諸収入	11,874千円	・諸支出金	166,113千円				△452千円
（歳入）		（歳出）																					
・後期高齢者医療保険料	187,502千円	・総務費	△7,635千円																				
・繰入金	△41,350千円	・後期高齢者医療広域連合納付金																					
・諸収入	11,874千円	・諸支出金	166,113千円																				
			△452千円																				

議案第27号	令和4年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
<p>○ 補正額 △348,062千円（補正後 21,497,350千円－補正前 21,845,412千円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料 △43,626千円 ・ 国庫支出金 △56,852千円 ・ 支払基金交付金 △266,802千円 ・ 府支出金 △115,587千円 ・ 繰入金 △90,546千円 ・ 繰越金 221,745千円 ・ 諸収入 3,606千円 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務費 △14,206千円 ・ 要介護認定費 △6,220千円 ・ 保険給付費 △518,534千円 ・ 地域支援事業費 △52,092千円 ・ 基金積立金 242,990千円 </td> </tr> </table>		<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料 △43,626千円 ・ 国庫支出金 △56,852千円 ・ 支払基金交付金 △266,802千円 ・ 府支出金 △115,587千円 ・ 繰入金 △90,546千円 ・ 繰越金 221,745千円 ・ 諸収入 3,606千円 	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務費 △14,206千円 ・ 要介護認定費 △6,220千円 ・ 保険給付費 △518,534千円 ・ 地域支援事業費 △52,092千円 ・ 基金積立金 242,990千円
<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料 △43,626千円 ・ 国庫支出金 △56,852千円 ・ 支払基金交付金 △266,802千円 ・ 府支出金 △115,587千円 ・ 繰入金 △90,546千円 ・ 繰越金 221,745千円 ・ 諸収入 3,606千円 	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務費 △14,206千円 ・ 要介護認定費 △6,220千円 ・ 保険給付費 △518,534千円 ・ 地域支援事業費 △52,092千円 ・ 基金積立金 242,990千円 		
議案第28号	令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）		
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △21,669千円（補正後 7,057,686千円－補正前 7,079,355千円） ・ 支出 23,579千円（補正後 6,086,583千円－補正前 6,063,004千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △183,205千円（補正後 2,079,742千円－補正前 2,262,947千円） ・ 支出 △206,543千円（補正後 4,085,229千円－補正前 4,291,772千円） 			
議案第29号	令和4年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）		
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 6,400千円（補正後 5,905,686千円－補正前 5,899,286千円） ・ 支出 834千円（補正後 5,394,040千円－補正前 5,393,206千円） <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △104,000千円（補正後 780,571千円－補正前 884,571千円） ・ 支出 △115,981千円（補正後 2,592,403千円－補正前 2,708,384千円） 			

議案第30号	令和5年度大阪府茨木市一般会計予算
○ 予算総額 111,200,000千円 (対前年度比 3.3%増) 前年度 (当初) 107,690,000千円	
議案第31号	令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
○ 予算総額 4,926,863千円 (対前年度比 1.3%減) 前年度 (当初) 4,989,322千円	
議案第32号	令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 27,408,588千円 (対前年度比 2.7%増) 前年度 (当初) 26,694,534千円	
議案第33号	令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 4,841,385千円 (対前年度比 4.6%増) 前年度 (当初) 4,630,459千円	

議案第34号	令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
<p>○ 予算総額 22,774,209千円 (対前年度比 4.3%増)</p> <p>前年度 (当初) 21,845,412千円</p>	
議案第35号	令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
<p>○ 予算総額 10,507,279千円 (対前年度比 1.5%増)</p> <p>前年度 (当初) 10,354,776千円</p>	
議案第36号	令和5年度大阪府茨木市水道事業会計予算
<p>○ 予算総額 9,662,580千円 (対前年度比 19.3%増)</p> <p>前年度 (当初) 8,101,590千円</p>	

令和4年度一般会計補正予算(第7号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		主な内訳
		特定財源	一般財源	
1 市 税	700,000		700,000	市民税 353,943 (法人 177,938、個人 176,005)、 固定資産税 285,867、たばこ税 35,295
4 配当割交付金	60,000		60,000	
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	△ 40,000		△ 40,000	
6 法人事業税交付金	180,000		180,000	
7 地方消費税交付金	310,000		310,000	
8 ゴルフ場利用税金 交 付 金	10,000		10,000	
10 地方特例交付金	810		810	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別 交付金
11 地 方 交 付 税	357,194		357,194	普通交付税
12 交通安全対策特別 交 付 金	△ 2,000		△ 2,000	
13 分担金及び負担金	825	825		パターナル利用分担金 985 溜池等整備事業分担金 △160
14 使用料及び手数料	6,594	△ 8,543	15,137	道路占用料 9,706 廃棄物処分手数料 4,228 市民体育館使用料 △4,431
15 国庫支出金	484,248	484,248		学校施設環境改善交付金 403,111 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 213,439 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 △115,414
16 府 支 出 金	△ 49,058	△ 49,058		更生医療費府費負担金 △17,068 子育て支援施設等利用給付費負担金 △14,412 大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金 2,412
17 財 産 収 入	55,995	△ 10	56,005	不動産売却収入 56,005
18 寄 附 金	57,910	2,805	55,105	一般寄附金 55,105 おにクル開館事業寄附金 2,205
19 繰 入 金	△ 2,427,541	△ 2,088,000	△ 339,541	文化施設建設基金繰入金 △1,438,000 衛生処理施設整備等基金繰入金 △500,000 財政調整基金繰入金 △339,552
21 諸 収 入	685,626	318,174	367,452	施設型給付費国庫負担金精算分 133,448 競艇企業団配分金 125,926 道路新設改良事業負担金 △18,500
22 市 債	2,727,700	3,664,700	△ 937,000	市民会館跡地エリア整備債 2,010,400 小学校校舎整備債 864,500 臨時財政対策債 △937,000
補 正 額 A	3,118,303	2,325,141	793,162	
補正前の予算額 B	114,713,982	51,398,487	63,315,495	
補正後の予算額 A + B	117,832,285	53,723,628	64,108,657	

令和4年度一般会計補正予算(第7号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 4,434	△ 179	△ 3,372		△ 883		
2 総 務 費	823,304	△ 13,386	△ 85,332		43,504	876,308	2,210
3 民 生 費	△ 134,986	△ 36,850	68,546	△ 131,594	187,924	△ 26,475	△ 196,537
4 衛 生 費	△ 61,197	△ 13,430	△ 58,236		14,695	△ 4,226	
5 労 働 費	2,944		△ 1,136		4,080		
6 農 林 水 産 業 費	16,502	△ 150			5	16,647	
7 商 工 費	170,372	2,672	17,989		149,711		
8 土 木 費	175,184	△ 7,272	64,837		△ 15,073	132,692	
9 消 防 費	△ 13,136	777	471		△ 310	△ 14,074	
10 教 育 費	2,142,181	△ 49,042	375,990	△ 110,639	△ 10,907	1,936,779	
12 公 債 費	△ 43,630						△ 43,630
13 諸 支 出 金	45,199						45,199
補 正 額 A	3,118,303	△ 116,860	379,757	△ 242,233	372,746	2,917,651	△ 192,758
補正前の予算額 B	114,713,982	18,327,364	19,824,105	31,303,387	12,477,370	18,310,558	14,471,198
補正後の予算額 A + B	117,832,285	18,210,504	20,203,862	31,061,154	12,850,116	21,228,209	14,278,440

補正予算（第7号）の内容について

1 基本方針

国の補正予算による補助金を活用する事業や、保育・教育施設の整備に向けた取組を進めるとともに、物価高騰に対応する事業等を実施する。

なお、財政健全化の取組みとして、土地開発公社保有地の買戻しを行う。また、継続費補正や繰越明許費の設定、債務負担行為の変更等を行う。

2 主な内容

(1) 国の補助金を活用する事業等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		1,951,409	1,877,443	73,966
小中学校トイレの環境改善（洋式化等） 〔繰越明許費〕 【施設課】	学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校トイレの改修（洋式化等）を行う。 工事 （豊川小、東小、水尾小、太田小、葦原小、三島中、北中、東雲中） 修繕 （茨木小、春日小、沢池小、耳原小、山手台小、彩都西小） 【財源：国 125,469、市債 476,700】	641,785	602,169	39,616
小中学校の外壁及び屋上防水等の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	校舎の長寿命化及び安全な学校施設の整備を図るため、小中学校の外壁及び屋上防水等の改修を行う。 工事 （沢池小、畑田小、山手台小、西陵中） 修繕 （三島小、西中） 【財源：国 101,314、市債 393,400】	527,242	494,714	32,528
認定こども園の外壁改修等 〔繰越明許費〕 【保育幼稚園総務課】	教育環境の充実を図るため、認定こども園茨木幼稚園の外壁改修等を行う。 工事 【財源：国 37,306、市債 158,900】	197,192	196,206	986
小中学校外周塀の改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀の改修を行う。 工事 （茨木小、春日丘小、安威小、忍頂寺小、郡小、東奈良小、東中、豊川中） 【財源：国 93,809、市債 184,600】	278,649	278,409	240
小学校へのエレベーター設置 〔繰越明許費〕 【施設課】	対象児童の学校生活の状況に対応するため、小学校にエレベーターを設置する。 工事 （春日小、玉島小、東小） 【財源：国 28,245、市債 277,700】	306,541	305,945	596
橋梁の維持管理		5,000	4,950	50
橋梁維持事業 〔繰越明許費〕 【道路課】	橋梁の長寿命化の推進を図るため、維持補修工事を行う。 工事 【財源：国 1,650、市債 3,300】	5,000	4,950	50

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺整備		264,000	264,000	
安威川ダム拠点施設の整備 〔繰越明許費〕 【北部整備推進課】	北部地域の活性化を図るため、マルシェや交流イベント等のエリアマネジメント活動の拠点となる施設の整備を行う。 工事 【財源：国 132,000、市債 132,000】	264,000	264,000	

(2) 保育・教育施設の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育・教育施設の整備		62,812		62,812
中央保育所の移転に向けた設計委託の実施 〔繰越明許費〕 【保育幼稚園総務課】	老朽化する中央保育所の整備に向けて、移転先となる旧検察庁跡地の建築物に係る解体設計を行う。 委託	7,342		7,342
中学校給食配膳室の改修 〔繰越明許費〕 【学務課】	中学校全員給食の実施に向けて、中学校配膳室の改修を行う。 ・養精中、南中、北陵中、平田中	55,470		55,470

(3) 物価高騰対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
事業者への支援		170,546	170,546	
中小企業・個人事業主への支援 〔繰越明許費〕 【商工労政課】	燃料価格高騰等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者に対して、事業活動に要する光熱費の負担を軽減するため、事業活動支援給付金を支給する。 <対象> 以下に該当する市内で営業実態のある中小企業者 ①令和4年度事業活動支援給付金(R4.11月～R5.2月実施)の受給者 ②令和4年10月～令和5年3月に事業用に要した光熱費のうち、任意の3か月の合計額が5万円以上の中小企業・個人事業主 <支給額>1事業者：5万円 【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 170,546】	170,546	170,546	
公共施設の光熱費等の対応		326,901		326,901
公共施設の光熱費・燃料費の対応 【各課】	燃料価格高騰の影響に伴い、公共施設に係る光熱費等を増額する。	239,728		239,728
指定管理者への支援 【スポーツ推進課、医療政策課ほか】	物価高騰に伴う光熱費の増加等について、指定管理者を支援する。	87,173		87,173

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小学校給食の食材料費の対応		9,683		9,683
小学校給食の食材料費の増額 【学務課】	物価高騰の影響に伴い、小学校給食の食材料費を増額する。	9,683		9,683
おにクル整備		899,415	809,400	90,015
おにクル・広場の整備 【債務負担行為】 【市民会館跡地活用推進課】	労務単価の上昇や資材価格の高騰に伴い、文化・子育て複合施設おにクル及び広場の整備に要する経費を増額する。 工事 【財源：市債 809,400】	899,415	809,400	90,015

(4) コロナ対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校での感染予防対策		70,200	35,100	35,100
小中学校での感染症対策の実施 【繰越明許費】 【学務課、施設課】	小中学校における感染症対策を図るため、保健衛生用品の購入や換気対策として網戸を設置する。 【財源：国 35,100】	70,200	35,100	35,100
自宅療養者への配達支援		25,435	25,435	
自宅療養者への日用品・食料品等の配達支援 【福祉総合相談課】	自宅療養となった陽性者及び濃厚接触者の生活状況に対応するため、自宅療養応援パック（日用品・食料品等）の配達支援に係る経費を増額する。 【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 25,435】	25,435	25,435	

(5) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
こども医療費		59,918		59,918
こども医療費の増額 【こども政策課】	受診率及び対象者の増加に伴い、こども医療費を増額する。	59,918		59,918
放課後等デイサービス等		36,871	26,139	10,732
障害児通所給付費等の増額 【子育て支援課】	サービス利用者等の増加に伴い、障害児通所給付費等を増額する。 【財源：国 17,426、府 8,713】	36,871	26,139	10,732
障害者雇用奨励金		4,080		4,080
障害者雇用奨励金の増額 【商工労政課】	申請数の増加に伴い、障害者雇用奨励金を増額する。	4,080		4,080

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
遊歩道の整備		17,593		17,593
ダムサイト周辺遊歩道等の整備 〔繰越明許費〕 【農林課】	ダムサイト周辺の遊歩道等の整備にあたり、伐木処分量の増加等に対応するため、工事費を増額する。 工事	17,593		17,593

(6) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		403,993		403,993
公共施設の空調設備等の改修等 〔繰越明許費〕 【市民協働推進課、スポーツ推進課ほか】	利用環境の早期改善及び冷媒交換の対応を図るため、空調設備等の改修を行う。 ・郡コミュニティセンター、東市民体育館、多世代交流センター、障害者就労支援センターかしの木園、保健医療センター、茨木公民館、上中条青少年センター	189,812		189,812
小中学校の空調設備改修等 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、経年劣化がみられる小中学校の空調設備を改修する。	24,987		24,987
公共施設のエレベーター改修 〔繰越明許費〕 【文化振興課、施設課】	利用環境・教育環境の早期改善・充実を図るため、生涯学習センター等のエレベーター改修を行う。	11,456		11,456
阪急茨木西口駐車場の屋上防水等の改修 〔繰越明許費〕 【交通政策課】	利用環境の早期改善を図るため、屋上防水等に経年劣化がみられる阪急茨木西口駐車場の改修を行う。	62,477		62,477
小中学校プールの改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 工事（三島中、天王中） 修繕（忍頂寺小、西中） 手数料	115,261		115,261

(7) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
土地開発公社保有資産の買戻し		394,059		394,059
土地開発公社保有資産の買戻し 【道路課】	将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 ・庄中央線 ・駅前太中線（第2工区） ・田中町西河原線 ・松下町西穂積線	394,059		394,059

(8) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
新施設屋内こども広場整備事業 【市民会館跡地活用推進課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 〔期間〕 令和4年度～令和5年度 【補正前】 〔総額〕 89,375 〔年割額〕 (R4) 7,000 (R5) 82,375 【補正後】 〔総額〕 89,375 〔年割額〕 (R4) 6,996 (R5) 82,379	—
西河原公園南グラウンド等整備事業 【スポーツ推進課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 〔期間〕 令和3年度～令和4年度 【補正前】 〔総額〕 151,459 〔年割額〕 (R3) 84,240 (R4) 67,219 【補正後】 〔総額〕 140,415 〔年割額〕 (R3) 84,240 (R4) 56,175	△ 11,044
元茨木川緑地り・デザイン事業 【公園緑地課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 〔期間〕 令和4年度～令和5年度 【補正前】 〔総額〕 250,000 〔年割額〕 (R4) 100,000 (R5) 150,000 【補正後】 〔総額〕 250,000 〔年割額〕 (R4) 87,340 (R5) 162,660	—
繰越明許費		
コミュニティセンター空調設備改修事業 【市民協働推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	4,829
生涯学習センターエレベーター改修事業 【文化振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	1,120
東市民体育館空調設備改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	62,480
多目的運動広場営繕事業 【スポーツ推進課】	関係者との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	42,674
福井多世代交流センター空調設備改修事業 【地域福祉課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	6,930
障害者就労支援センター空調設備等改修事業 【障害福祉課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	43,593
中央保育所移転整備事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,342
保健医療センター空調設備改修事業 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	23,907
保健医療センター電気設備改修事業 【健康づくり課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	11,184
遊歩道等整備事業 【農林課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	60,143

事業	内容等	設定額
事業者活動支援事業 【工商労政課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	170,546
橋梁維持事業 【道路課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	5,000
J R総持寺駅周辺整備事業 【道路課】	関係者との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	8,765
阪急茨木市駅東口渋滞対策検討事業 【道路課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	11,977
駅前太中線整備事業 (第2工区) 【道路課】	関係者との調整等に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	20,000
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	国の補正予算を活用する事業の実施及び関係機関との調整等に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	271,500
安威川ダム周辺整備利活用検討事業 【北部整備推進課】	関係機関との調整等に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	6,561
阪急茨木西口駐車場改修事業 【交通政策課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	62,477
小学校感染症対策事業 【学務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	23,625
小学校施設維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	61,670
小学校施設感染症対策事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	23,625
小学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	1,197,885
中学校感染症対策事業 【学務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	11,475
中学校給食配膳室改修事業 【学務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	55,470
中学校施設維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	51,396

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
中学校施設感染症対策事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	11,475
中学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	489,996
中学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	103,854
認定こども園営繕事業 (茨木幼稚園改修) 【保育幼稚園総務課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	197,192
上中条青少年センター 空調改修事業 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	40,920
小学校区公民館空調改修事業 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,153
図書館分館エレベーター改修事業 【中央図書館】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	3,392
債務負担行為		
市民会館跡地エリア整備事業 【市民会館跡地活用推進課】	労務単価の上昇や資材費の高騰を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 15,800,000千円 ⇒ 16,582,459千円	782,459
私立保育所等建設補助事業(その3) 【保育幼稚園総務課】	事業進捗の変更を踏まえ、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 令和5年度 [限度額] 34,293千円	34,293
新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給事業 【商工労政課】	国制度における利子補給期間の延長に合わせて、債務負担行為の期間及び限度額を変更する。 [期間] 令和5～8年度 ⇒ 令和5～9年度 [限度額] 319,200千円 ⇒ 337,900千円	18,700
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	事業進捗の変更を踏まえ、債務負担行為の期間を延長する。 [期間] 令和4年度～令和5年度 ⇒ 令和4年度～令和6年度	—
安威川ダム周辺整備事業(モニタリング支援事業) 【北部整備推進課】	事業進捗の変更を踏まえ、債務負担行為の期間を延長する。 [期間] 令和4年度～令和5年度 ⇒ 令和4年度～令和6年度	—

(9) 特別会計等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字大岩財産区の貸付収入の増に伴う財産区交付金の増など [歳入] 財産収入 61 [歳出] 諸支出金 50 繰入金 11	61
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	一般被保険者療養給付等の増に伴う保険給付費の増など [歳入] 府支出金 740,728 繰入金 △64,641 繰越金 13,953 [歳出] 総務費 △8,442 保険給付費 711,179 保健事業費 △26,650 諸支出金 13,953	690,040
後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 187,502 繰入金 △41,350 諸収入 11,874 [歳出] 総務費 △7,635 後期高齢者医療広域連合納付金 166,113 諸支出金 △452	158,026
介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △43,626 国庫支出金 △56,852 支払基金交付金 △266,802 府支出金 △115,587 繰入金 △90,546 繰越金 221,745 諸収入 3,606 [歳出] 総務費 △14,206 要介護認定費 △6,220 保険給付費 △518,534 地域支援事業費 △52,092 基金積立金 242,990	△348,062
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 職員給与費の減、委託料の減など (収入) △21,669 (支出) 23,579 【資本的収支】 工事負担金の減、委託料の減など (収入) △183,205 (支出) △206,543	△182,964
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 一般会計負担金の増、動力費の増など (収入) 6,400 (支出) 834 【資本的収支】 企業債の減、職員給与費の減など (収入) △104,000 (支出) △115,981	△115,147